

富田林市要綱第45号

富田林市金剛地域魅力発信事業の協賛に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域振興の推進の一環として、富田林市が実施する金剛地域魅力発信事業（以下「事業」という。）の維持・管理等に係る費用を低減するため、企業・団体等から協賛を受けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協賛の内容等)

第2条 協賛の内容は、事業の維持・管理に対する協賛金の出資とする。

2 協賛金の1口当たりの出資額は、1万円、3万円又は5万円とし、複数口の出資も可能とする。

3 協賛の募集は、市長が定める期間に行うものとする。ただし、協賛の募集の数に限りがある場合は、この限りでない。

4 既納の協賛金は、返還しないものとする。

(協賛の資格)

第3条 協賛することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない企業・団体等とする。

(1) 政治的又は宗教的活動を主とする団体

(2) 富田林市広告事業実施要綱（平成29年富田林市要綱第27号）第3条第2項各号に掲げる業種及び事業者

(協賛の申出等)

第4条 協賛しようとする企業・団体等は、協賛申出書（様式第1号）に、同意書（様式第2号）を添えて、市長に申し出るものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査の上、協賛受理（不受理）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 前項の受理通知を受けた企業・団体等（以下「協賛企業等」という。）は、市長が指定する方法により、協賛金を納付するものとする。

(協賛期間)

第5条 協賛期間は、協賛企業等が協賛金を納付した日の翌日から同日が属する年度の末日までとする。

(協賛企業等のPR)

第6条 市長は、協賛期間中、本市ウェブサイト等で協賛企業等の名称を公表するものとする。ただし、協賛企業等が公表を希望しない場合は、この限りでない。

2 協賛企業等は、協賛期間中、自らの広報媒体を活用して、事業の協賛企業等

であることを広報することができる。

(協賛の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協賛を中止するものとする。

- (1) 協賛企業等から協賛中止申出書(様式第4号)の提出があった場合
- (2) 協賛企業等が第3条各号のいずれかに該当する場合
- (3) 本業の運営に支障をきたすと認められる事情が発生した場合
- (4) 納付期限を1か月経過しても協賛金の納付がなかった場合

2 市は、前項の中止により協賛企業等に生じた損害について、一切その責を負わないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。